

平成 23 年 4 月 18 日制定

平成 23 年 10 月 25 日改定

会費規定

本コンソーシアムは、定款第 8 条の規定に基づき、会員の会費規定を次の通り定める。

<会員>

本コンソーシアムの設立趣旨に賛同し、会長の同意を得た企業・団体・個人の方々

<会費>

	法人会員区分	年会費
1	正会員 A	40 万円
2	正会員 B	30 万円
3	正会員 C	20 万円または 5 万円
4	ユーザ企業会員	無償 ただし、会員登録と検討メンバーのアサインが参加の条件
5	ユーザ個人会員	無償 ただし、会員登録と検討メンバーとしての参加が条件
6	特別会員	無償 ただし、会員登録と検討メンバーのアサインが参加の条件

<会費の納入>

- (1) 会費の納入は原則として、入会時に納入し、その時点から年度末までの月割り分として扱う。
- (2) 会費の納入は入会申込書提出後の会費請求から 30 日以内とする。

会員の種類と特典

1. 正会員 A

- ・ データマネジメントに関する商品又はサービスを提供している企業（「ベンダ企業」と称する）
- ・ 研究部会等への参加は1法人から何名でも可能であり、各種活動を行なうことができる
- ・ 本コンソーシアムのホームページに企業ロゴを掲載できる
- ・ 総会での議決権をもつ

2. 正会員 B

- ・ データマネジメントに関する商品又はサービスを提供している企業
- ・ 売上高 10 億円以上の企業
- ・ 研究部会等への参加は1法人から何名でも可能であり、各種活動を行なうことができる
- ・ 総会での議決権をもつ

3. 正会員 C

- ・ データマネジメントに関する商品又はサービスを提供している企業
- ・ 売上高 10 億円未満の企業
- ・ 年会費は原則 20 万円とするが、個人のコンサルティング事業主やSOHO形態の小規模な個人事業者等の場合は年会費を 5 万円とする
- ・ 研究部会等への参加は1法人から何名でも可能であり、各種活動を行なうことができる
- ・ 総会での議決権をもつ

4. ユーザ企業会員

- ・ 各々の業務にデータマネジメントを活用する企業のうち、データマネジメントに関する商品又はサービスを提供していない企業
- ・ 外販することなく、ユーザ企業である親会社と一体となってデータマネジメントに関わるサービスや支援を実施している企業
- ・ データマネジメントに関する商品又はサービスを提供しているベンダ企業ではあるが、当該ベンダ企業内のユーザ部門（この場合、『部門』単位での入会を可能とする）
- ・ 法人又は部門として入会する場合は、研究部会等への参加は1法人又は1部門から何名でも可能であり、各種活動を行なうことができる
- ・ 総会での議決権をもつ。ただし、議決権は法人単位とするため、複数の部門が入会している法人の場合の議決権は1個である。

5. ユーザ個人会員

- ・各々の業務にデータマネジメントを活用する企業のうち、データマネジメントに関する商品又はサービスを提供していない企業に所属する個人
- ・外販することなく、ユーザ企業である親会社と一体となってデータマネジメントに関わるサービスや支援を実施している企業に所属する個人
- ・データマネジメントに関する商品又はサービスを提供しているベンダ企業ではあるが、当該ベンダ企業内のユーザ部門に所属する個人
- ・研究部会等への参加は、当該個人のほか、当該個人の推薦により、その所属する法人から何名でも可能であり、各種活動を行なうことができる
- ・総会での議決権をもたない

6. 特別会員

- ・本コンソーシアムの招聘により、企業又は団体又は個人として、当法人が開催する研究部会等に参加するために入会した者
- ・研究部会等への参加と、各種活動を行なうことができる
- ・総会での議決権をもたない